

令和7年度第1回 原村子ども・子育て会議 次第

日時 令和7年7月29日(火)午後7時～

場所 原村中央公民館 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 協議事項

・八ヶ岳風の子保育園の新園舎建設と定員変更について(諮問)

6 その他

7 閉 会

資料1

新園舎建設・定員変更の概要

計画の背景と目的

● 未満児の保育ニーズの受け皿として

原村では未就学児を持つ親の就労率が大幅に上昇しており今後も未満児の保育ニーズは続く見込みです。

(前回 63.5% → 今回 83.3% 「第1期原村子ども・子育て計画」P52参照)

● 保育施設の選択肢の確保

保護者の希望として、保育方針や立地・定員数など、保育環境の選択肢を確保することが望まれています。

● 少人数での自然体験を重視した保育の実現

豊かな自然環境のもと、一人ひとりの個性に向き合い心身の発達に寄り添った保育を、就学まで行います。

● 地域の子育て支援の可能性

現園舎・新園舎を活用して、原村の子育てニーズに柔軟に対応し、地域の子育て支援の拡充を目指します。

年齢別定員と職員体制の変更点

24年度 (現園舎)	年次	人数		25年度 (経過措置)	年次	人数		26年度 (新園舎)	年次	人数	
		園児	職員			園児	職員			園児	職員
	0歳	5	3		0歳	6	3		0歳	6	3
	1歳	6	2		1歳	7	3		1歳	7	3
	2歳	4	2		2歳	7	2		2歳	7	2
	3歳	5	2		3~4歳	6	2		3~5歳	20	3
	合計	20	9		合計	26	10		合計	40	11

※職員は、保育士と看護師1名の合計。 ※ほかに園長1名、調理士2名が在籍。(26年度より栄養士1名を採用予定)

新園舎整備スケジュール

2025年	2026年
5月7日 「環境保全審議会」開催	2月下旬 竣工
7月9日 「環境保全審議会」開発行為許可書交付	3月中 設備機器・什器搬入
7月中旬 建築確認申請 確認済証交付(設計完了)	
7月29日 「原村子ども・子育て会議」開催	4月1日 新園舎開園
8月1日 建設予定地 整備開始	
8月上旬 着工	

特色・保育方針の継続／拡充

開園以来、少人数保育と基準以上の保育士配置によって一人ひとりに寄り添う保育を実践してきました。新園舎に移転後は、さらに豊かな自然環境の中で就学までの保育が可能となります。昨年度の保育監査では当園の取り組みとして特に右記について評価いただきました。自然に触れ学び、食を大切にする保育方針を大切に、今後もよりよい運営を目指してまいります。

〈長野県からの法人監査で評価いただいた点〉

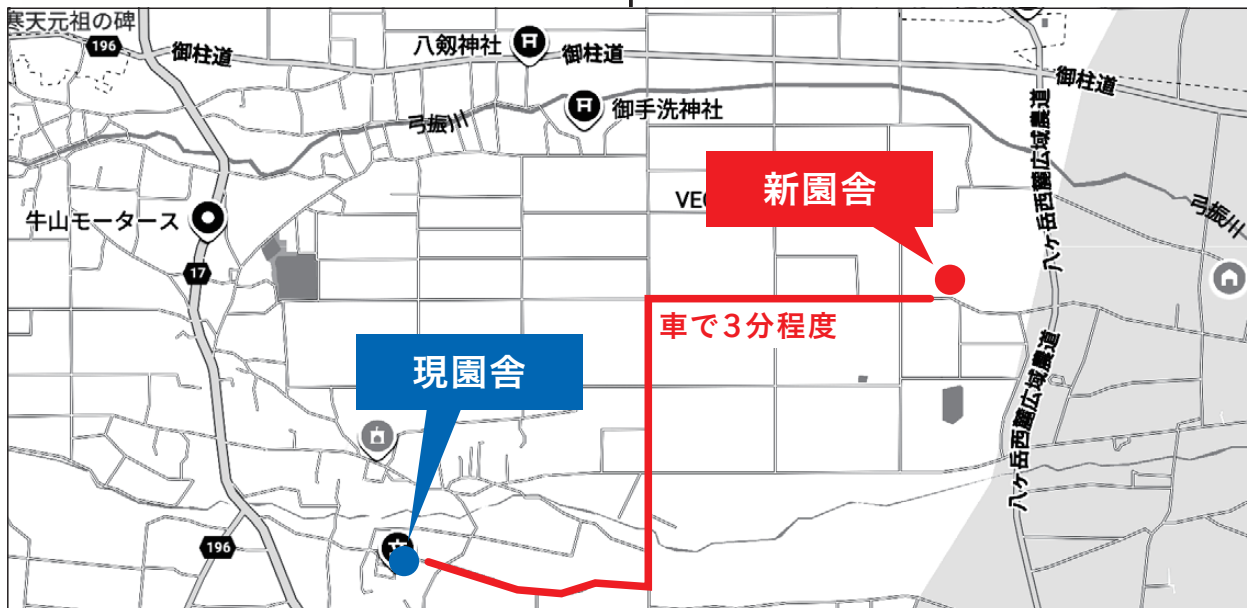
- ・ 生後57日目からの産休明け保育
- ・ 少人数で保育士配置の手厚い乳児保育
- ・ 無添加で手作りの食事とおやつ(土曜日実施)
- ・ 毎日1時間半の自然散歩
- ・ オーガニック農園「風の子ファーム」での食育体験
- ・ 原保育園との連携

現園舎と新園舎の比較

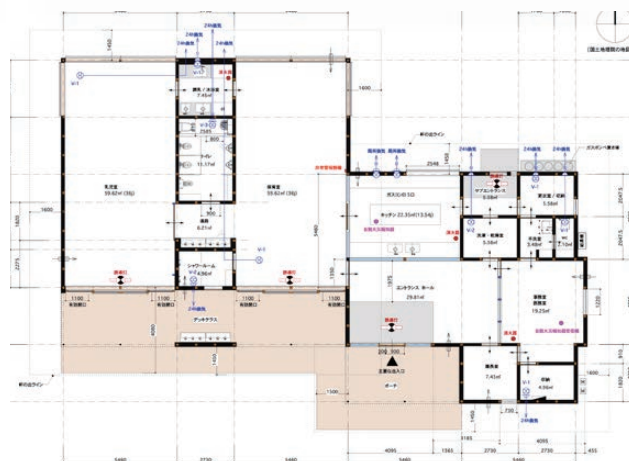
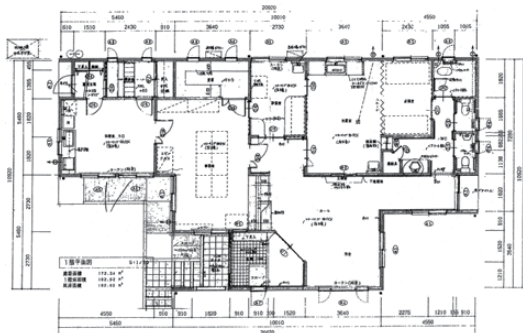
現園舎

新園舎

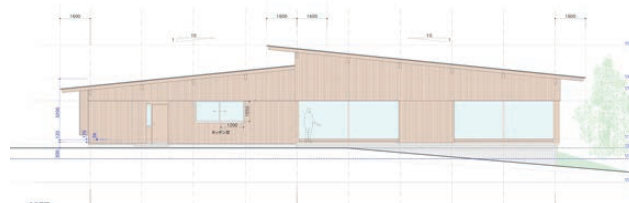
所在地



平面図



外観(イメージ)



敷地面積 : 530.31 m²

延床面積 : 162.02 m²

主要設備 : 木造、平屋、上下水道、プロパンガス

敷地面積 : 2513.78 m²

延床面積 : 274.66 m²

主要設備 : 木造、平屋、上水道、浄化槽、プロパンガス、駐車場(15台程度)、送迎ロータリー(6台程度)、雨水浸透枡、防火水槽、など

令和 7 年 7 月 29 日

原村子ども・子育て会議資料

原村教育委員会事務局

八ヶ岳風の子保育園の定員変更について

1 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされています。

- 1 特定教育・保育施設（※1）の利用定員の設定に関すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（※1）特定教育・保育施設とは

- 施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所のこと。
- 国が定めた「認可」を受けた施設とは異なり、あくまでも財政の支援を受けるために市町村から「確認」された施設となる。

2 今後の移転手続きの流れ

7 月 29 日 子ども・子育て会議	主に、移転計画が子ども・子育て計画の方針に沿っているものであるか、移転先の保育環境が適切であるかについてご意見を頂戴します。
着工前	子ども・子育て会議の意見を踏まえて、村は定員変更の可否について決定します。
建築後 (～2 月)	村、風の子保育園それぞれが、県へ必要書類を提出します。 ・児童福祉施設規模変更届 ・特定教育・保育施設の利用定員変更届出書 など
	県による書類審査、立入検査が行われます。
4 月	移転先にて保育開始

3 風の子保育園の定員変更（別紙のとおり）

- (1) 現状の入所児童数
- (2) 定員超過の見込み

資料2-2

(1) 現状の入所児童数

八ヶ岳風の子保育園 定員

年齢区分	R5	R6	R7	R8
0歳	6	5	6	6
1歳	7	6	5	7
2歳	7	4	5	7
3歳		5	5	
4歳			5	20
5歳				
合計	20	20	26	40

原村保育園 定員

年齢区分	R5~R8
0歳	9
1歳	16
2歳	24
3歳	
4歳	191
5歳	
合計	240

村全体 定員

単位：人

年齢区分	R5	R6	R7	R8
0歳	15	14	15	15
1歳	23	22	21	23
2歳	31	28	29	31
3歳				
4歳	191	196	201	211
5歳				
合計	260	260	266	280

村全体 入所児童数（各年度3月1日時点）

単位：人

年齢区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	8	9	8	6	7	9	9	9	15
1歳	17	16	16	17	17	13	18	19	16
2歳	20	22	24	24	23	22	21	27	28
3歳	46	54	54	57	50	56	46	39	51
4歳	56	48	57	52	57	49	60	45	39
5歳	60	58	49	56	53	59	47	60	45
合計	207	207	208	212	207	208	201	199	194

村全体 充足率（各年度3月1日時点）

単位：%

年齢区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	直近3か年平均
0歳	89	100	89	67	78	100	100	60	107	89
1歳	106	100	100	106	106	81	113	83	73	89
2歳	83	92	100	100	96	92	88	87	100	92
3歳										
4歳	85	84	84	86	84	86	80	75	69	75
5歳										

※村外から広域入所を受託している児童は含まない。

八ヶ岳風の子保育園 R6入所児童数（各月延べ人数）

単位：%

年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	0	0	0	2	2	3	4	6	6	6	6	6
1歳	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
2歳	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
3歳	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
4歳												
5歳												
合計	13	13	13	15	15	16	17	19	19	19	19	19

※広域入所受託児童を含んでいないため、実際には11月に定員20名に達している。

※11月以降、1・2歳児の定員に余裕があったことから、0歳児は定員以上に入所している。施設全体の入所児童数は認可定員の範囲内。

八ヶ岳風の子保育園 R6充足率（各月延べ人数）

単位：%

年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	0	0	0	40	40	60	80	120	120	120	120	120
1歳	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
2歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
3歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
4歳												
5歳												

※広域入所受託児童を含んでいないため、実際には11月に定員20名に達している。

※11月以降、1・2歳児の定員に余裕があったことから、0歳児は定員以上に入所している。施設全体の入所児童数は認可定員の範囲内。

(2) 八ヶ岳風の子保育園 R7入所児童数 (各月延べ人数)

単位：人

年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	2	2	2	2	2	2	2	4	5	7	8	9
1歳	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
2歳	5	5	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6
3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
4歳	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
5歳												
合計	21	20	20	19	21	21	21	23	24	26	27	28

実績 ← → 推計

※広域入所受託児童2名は含んでいない。

※その他考慮すべき事情

- ①現時点で入所予定児童がいない
- ②近年の傾向では、3歳未満児が秋頃（10月～11月）に定員に達する

推計方法

3歳未満児	8月～1月：R6充足率を2か月後ろ倒しした状況で見込む。【計算式 R7定員×R6充足率(2か月遅れ)】 2月～3月：R6実績では12月以降の増加数が見込めないため、R6.4月～11月の増加率を参考に見込む。 【計算式 R7前月児童数×R6増加率(4月～11月平均)】 ※1歳児は定員以上に入所しているため上記計算式によらず、R6充足率に増減がないことから通年8人とした。
3歳以上児	年度当初の人数から増加する可能性が低いため、5月の人数を採用。

原村環境保全条に規定する許可申請から許可書交付の経過について

建設水道課

●令和7年3月3日付け原村環境保全条例第27条第1項の許可申請

申請概要：保育園新築 構造：木造平屋

敷地面積 2,513.78 m²、建築面積348.41m²、延床面積274.66m²

給水：上水道、排水：合併処理浄化槽

建物屋根雨水は長野県の降雨強度83.5mm/hrを想定した浸透枳にて処理

●令和7年3月4日簡易な補正を依頼し、修正後に受理

(庁内各課回覧を経て進行)

●令和7年5月7日原村環境保全条例に規定する環境保全審議会にて審議

(審議会での申し送り事項を受け、資料および図面の修正を依頼。その後、審議員による再確認を実施。)

以下、令和7年7月1日付け申し送り事項(原文どおり)

【申し送り事項】

1. 除雪の対応について

業者に委託予定とのことですが、業者の人手も限られ村の優先道路がある中で開園時間に間に合うか懸念があります。必要な機械や人材の確保について、準備をお願いします。

2. 近隣との良い調整を望みますについて

近隣の方の懸念は騒音にあるとも資料から読み取れます。開園後に実測値を基にし、防音壁など対応を検討するかと思いますが、現時点では懸念の払拭がされていないと思われます。防音壁の設置により近隣との調整が進む可能性も含めてご検討頂き、近隣の理解を得た保育園運営がなされることを期待します。

●令和7年7月9日原村環境保全条例第28条の許可

以下の条件と留意事項を記し許可証を交付しました。(原文どおり)

1 条 件

- (1) 住民の方に理解を得られるようにすること。
- (2) 開園後騒音について測定し村に報告するとともに然るべき措置を講ずること。
- (3) 原村環境保全条例の規定を遵守すること。
- (4) 原村環境保全条例施行規則の規定を遵守すること。
- (5) 雨水排水処理については、敷地内処理とすること。

(6) 開発行為(変更)許可申請書等に相違のないこと。

2 留意事項

(1) 他の法令等に基づく許認可手続きについては、本許可とは直接関係しないものである。

(2) 工事を着手又は完了した場合開発行為着手(完了)届を提出すること。

(3) 周囲の環境保全に十分注意すること。

(4) 条例上、様々な規制があるので不明な点は原村建設水道課に確認すること。

(5) 許可を受けた開発計画に変更が生じる場合には、必ず変更許可申請書を提出し、再度審議を受けなければならない。

※申請内容以外の利用が疑われる場合には立入検査等を行う場合がある。

(6) 近隣住民及び関係区より建築及び建設に関する説明を求められた場合は、説明会を開催するなど適切に対応すること。

(7) 合併処理浄化槽設置の場合においては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく法定水質検査(法7条)及び法定定期検査(法11条)、また保守定期点検並びに槽内清掃(法10条)を行わなければならない。

上記以外に、今後の対応となる事項

①除雪の対応、送り迎えの動線

→除雪については、当該エリアの建設業者様に委託を相談予定です。

送迎の動線については、近隣の方々とも話し合い最適な方法を探ります。

②近隣の方々との良い調整を望みます。

→近隣住民の方には、2月28日に行われた柳沢区の住民説明会以降も、3月3日、3月8日、4月9日、4月13日と重ねてメールをお送りしております。法人としては、お話し合い及び交渉の再開を心から願っております。

上記①②引用元：織りなすの提出資料「6月19日受付の令和7年度第1回環境保全審議会の申し送り事項についての対応について」より